

# 防災対策推進検討会議中間報告 を踏まえた取組について

平成24年5月17日

**農林水産省**

## 1 防災対策推進検討会議中間報告(平成24年3月7日)(抜粋)

- 支援物資の円滑な確保・輸送を行うため、発災直後、地方公共団体の行政機能が被災により低下した場合には、被災地からの要請がなくても国や他の地方公共団体が物資を確保し送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を民間とも連携しつつより円滑かつ確実に  
行う体制を構築すべき。
- 災害発生直後から数日間はスピードを重視し、細かいニーズを聞くまでもなく食品、飲料水等の必要不可欠な物資をパッケージ化して迅速に供給することが大切であることに留意すべき。

## 2 中間報告にいたる背景

### 東日本大震災における取組

- 200社を超える食品メーカー等の協力の下、ピーク時には1日で約128万食分の食料を供給。

### 明らかになった課題

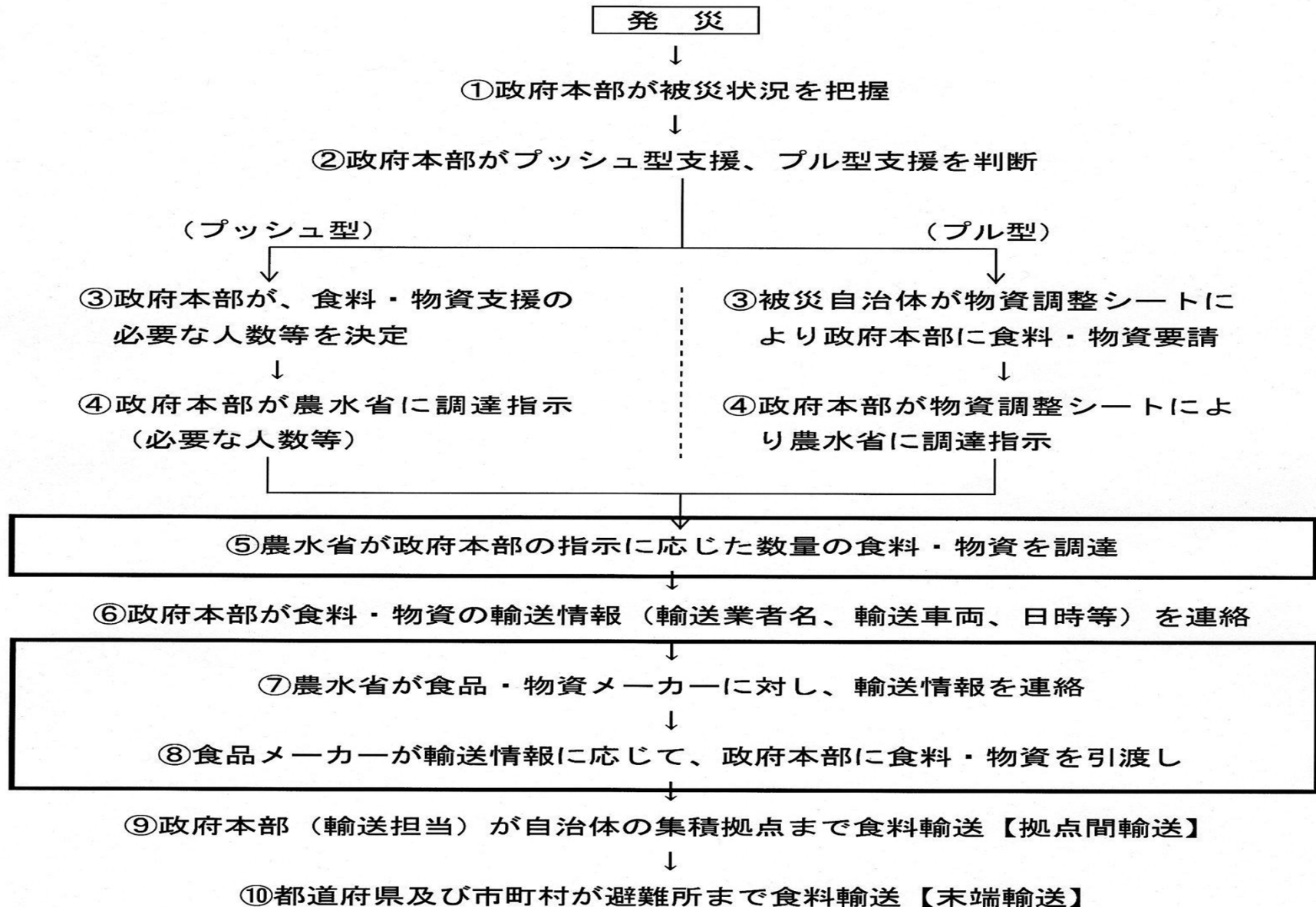
- 発災直後は、被災自治体の行政機能の麻痺、通信断絶等により、支援が必要な食料の量や輸送先の把握が困難であった。
- 関係者間で、品目ごとの1食当たりの量等についてのルールが定められていなかったため、食料要請の内容について逐一被災県に確認する必要がある、食品メーカーからの調達や輸送業者による輸送に手間取った。
- 発災直後は、輸送車両、ガソリン・軽油の確保が困難であったことから、被災地への食料の到着に時間を要し、消費期限ぎりぎりの食料が到着したケースもあった。

### 3 中間報告を踏まえた取組

- 農林水産省では、従前の災害対策マニュアル（震災対策編）を全面的に見直し、新たに「震災対応マニュアル」を本年3月に作成。
- このマニュアルにおいて、
  - ① 省内に食料・物資支援チームをあらかじめ設置
  - ② 被災自治体の要請を待たずに国が直接支援（プッシュ型支援）を行う手順の整備
  - ③ 支援物資の品目・量・単位の統一化
  - ④ 被災自治体への職員の派遣など、応急用食料や物資の支援・供給体制を強化。

# 3-① 農林水産省のマニュアルにおける支援の手順

(枠部分は農林水産省 (食料・物資支援チーム) が対応する部分)



## 3-② プッシュ型支援用のセットメニュー（例）

セットメニューの目安（1000人・1日分）（発災後 1～3 日用）

### 主食系

（注）数量は1品目のみで対応する場合

乾パン（350kg）、栄養補助食品（6000個）、  
など

水（500ml、3000本）

気温が20℃以下又は温度管理が可能な場合  
パン類（3000個）、おにぎり（6000個）など

乳幼児、高齢者等に必要な食料を全人口の  
比率に応じてメニューに組み入れ

湯を確保できる場合  
カップめん（3000個）、包装米飯（3000個）  
など

育児用調製粉乳（850g缶、10缶）、乳児用  
食品（レトルト、60個）、老人用食品（レ  
トルト、200個）など

セットメニューの目安（1000人・1日分）（発災後 4～7 日用）

### 副食系

発災後 1～3 日用メニュー



缶詰（野菜類・魚介類・肉類、3000個）、魚  
肉ソーセージ（3000本）など

### 3-③ プル型支援用の要請メニュー一覧（例）

地方自治体は、右の要請メニューの品目名で要請

自治体から国への要請項目		国が調達する品目	留意事項	1食当たりの単位
主食系	調理不用食品	弁当	○	1個
		おにぎり	○	2個
		パン	○	1個
		乾パン	◎	115g
		.....	.....	.....
		.....	.....	.....
	簡易調理食品	カップめん	△	1個
		包装米飯	△	1個
		.....	.....	.....
	.....	.....	.....	.....
水		ペットボトル	◎	1本(500ml)
育児用調製粉乳		育児用調製粉乳	◎	1缶(850g)
特殊食品	乳幼児食品	レトルトタイプ	◎	1個
	老人用食品	レトルトタイプ	◎	1個
	.....	.....	.....	.....
副食系	調理不用食品	缶詰	◎	1個
		魚肉ソーセージ	◎	1本
.....	.....	.....	.....	.....

政府対策本部

(注) ◎: 気温20℃以上冷蔵輸送・保存なしに対応 ○: 気温20℃以下冷蔵輸送・保存が必要 △: 湯が必要

## 4 政府全体で早急に対応すべきこと

### 支援スキームの構築

- 政府対策本部が、発災後直ちに被災者に係る情報を把握し、食料等の物資の支援をプッシュ型支援、プル型支援のいずれかで行うかを判断。
- プッシュ型支援においては、政府対策本部が、物資関係省庁に避難者数と引き渡し場所を連絡して、食料等の物資の調達を指示。
- プル型支援においては、政府対策本部が、物資関係省庁に被災地からの要請内容と引き渡し場所を連絡して、食料等の物資の調達を指示。